

9か国の養子縁組あっせん制度と実践手続に関する国際比較表(試案) 1

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテンコロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
(2012年)	全国:3,1900万 W州:689万	6278万	440万	4900万	全国1106万、仏語共同体(442万)
養子縁組 委託数	国内養子縁組: 136,000件 国際養子(受入): 7094件 (2013年全国統計)	国内養子縁組: 5,050件 国際間養子(受入): 813件 (2014年全国統計)	国内養子縁組: 302件 (うち民間機関によるもの37件) 国際間養子縁組: 74件 (2014～2015年州統計)	国内養子縁組: 237件 国際間養子(送出し): 535件: (2014年全国統計)	国内養子縁組: 35件 国際間養子(送出し)縁組: 108件 (2014年仏語共同体統計)
理念 養子縁組 の目的	子どもに恒久的な家庭を与えること。連邦法もワシントン州法も、養子縁組は実親や養親のためではなく、子どもの最善の利益(best interests of the child)」の原則に徹しなければならないと明示している。	実親と暮らすことができない子どもに恒久的な家族を提供すること。里親委託と違って養子縁組が成立すると、生涯、養子と養親双方に影響を及ぼし、その関係はいつまでも生き続ける。	子どもの最善の利益・恒久的な家族を子どもに提供すること	養子縁組あっせん特例法は、要保護児童の養子縁組に関する要件及び手続等の特例と支援に必要な事項を定めることにより、養子になる児童の権益と福祉を増進することを目的とする」	「全ての養子縁組は正当な理由によらなければならない。子どもの養子縁組はその最善の利益および国際法が認める基本的権利を尊重しなければならない」(民法344-1条)「養子法の目的は子どもの最善の利益とその基本的権利を保証することにある。子どもは安全と幸せ、そして理解ある雰囲気のある家庭に迎えられなければならない」(法務省国際養子縁組ガイド)
実務の基 本方針・位 置づけ	「子どもパーマネンシーの確立」 「家庭的養護」を基盤にし、その実務はlegal process(法的な手順)を踏みながら遂行する。すべての州法に共通する要素: ① 養親に養育者として実親と同等の権限が与えられる。②一部の例外を除き、実親の同意で養子縁組が成立する。③「子どもの最善の利益」についての基準。④養子縁組に関する情報の機密性 ⑤ 養子縁組が恒久的な養親と子どもの関係を保障する。	養子縁組は、法的に全ての親の責任が養親に移行される手続で社会養護の中で最も重要なポリシーである。子どもが保護の視野に入ってから、まず、家族再統合の可能性を検討し、それが不可能の場合、キンシップケアを検討、この2ルートが失敗した時に代わりに養護する家族を探す。その時、長期ケアが可能な養子縁組を組むことが最も望ましい。	実親家族がその機能を果たし得なくなったときに行なわれる援助システム	国等の責務として「国と自治体は、子どもが生まれた家族のもとで健やかに育つことができるように支援し、それが困難な場合には、健やかに育つことのできる他の家族を提供するために必要な措置と支援をしなければならない」としている。国内養子縁組の9割以上が0歳児であり、実親が育てることが困難である場合は、まず家庭養護の一環として養子縁組が選ばれる。	養子縁組は第一に子どもに家族を与えるものであり、家族に子どもを与えることではない。フランス語共同体デクレは、養子縁組の代替性の原則および国際養子縁組では二重の代替性の原則を尊重して、実務方針を定めている(フランス語共同体デクレ1条)

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
体制: 権限ある 当局とその 任務	<ul style="list-style-type: none"> W州社会福祉保健局(州法と裁判所の指示に従って養子縁組実務を遂行) ライセンス局(里親、児童福祉、養子縁組の実務を州から請負っている(Child placing agencies)) 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保健省(養子縁組機関を認可) 教育技術省の社会ケア監査委員会(CSCI)(養子縁組機関を評価・監督) 教育技術省国際養子縁組チーム(国際間養子縁組の業務監査・監督) 	BC州子ども家庭省(里親委託と里子の養子縁組促進)	保健福祉省(①養子縁組機関の認可、②社会的養護と養子縁組制度政策の樹立、③関係機関の調整 ④ハーグ条約批准に向けての法制度整備)	<p>全国レベル:法務省連邦民生局、連邦中央当局として指定されている。(総括責任・養子縁組統計作成等)</p> <p>共同体レベル: フランス語共同体中央当局は青少年総合援助局養子縁組局を指定(管内の国内・国際養子縁組の責任を負う)</p> <p>フラマン語共同体及びドイツ語共同体にも共同体中央当局が指定されている。</p>
中央当局とその任務	米国内務省(Department of State):国際養子縁組に関する総括責任を負う	教育技術省国際養子縁組チーム(国際間養子縁組の業務監査・監督の総括責任を負う国の中央当局)、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各州に中央当局が設置されている。	子ども家庭省局長(養子縁組専門家)、認定された養子縁組機関の監督	中央養育院か、なお調整中	<ul style="list-style-type: none"> 連邦中央当局 ①外国機関への情報提供と管理 ②調整(国内外機関)③外国で成立した養子縁組の承認 ④登録と統計 共同体レベル:養子縁組に関する情報提供、機関の認可資格の付与、養親希望者の準備研修と社会調査、個人的養子縁組の監督/指導、外国の中央当局等とのマッチングの調整、委託後調査の監督
養子縁組機関	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関:ワシントン州社会福祉保健局児童福祉課 民間機関:Child placing agencies(27機関)、その他の私立団体,adoption facilitator、adoption attorneys(養子縁組の法手続を担う弁護士) 	公的機関:約200の地方自治体にある児童サービス部養子縁組チーム(adoption agency)、民間機関:voluntary adoption agencyが59機関ある。公民ともに社会的ケア監査機構(CSCI)から業務監査と監督を受ける。	BC州子ども家庭省の地域オフィス(14か所)、BC州認定養子縁組機関(4か所)	<ul style="list-style-type: none"> ①公的機関 2か所 ②民間機関:国内外養子縁組専門機関が3か所(すべて民間機関)及び国内養子縁組機関:34か所(8か所以外は、すべて上記の専門機関が運営する支部) 	<ul style="list-style-type: none"> 公的縁組:なし。 民間機関:19機関 国内養子縁組機関=フランス語共同体に3機関、フラマン語共同体に5機関。 国際間養子縁組=フランス語共同体に6機関、フラマン語共同体に5機関。

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
養子縁組 機関の 認可条件	<p>職員体制: ディレクター、プログラム・マネージャーそしてケース・マネージャーを配置するにあたり、各々の職種が適切な教育と訓練を受ける。</p> <p>・任務: 州法に従って養子縁組の実務を行うこと</p>	<p>職員構成: 機関長は児童SW有資格者で養子縁組/里親委託に熟練し人事管理・管理運営経験のある者、機関職員は有資格のSW又はSW終了証保持者、心理士、医師、行政職を含む。</p> <p>基本的任務: 制度の啓発、養親候補者の募集、申請前研修、申請支援、養親認定のための家庭調査、調査報告書の作成、認定審査会(パネル)の設置、養親候補者の認定、マッチング、養子縁組委託の決定、養子縁組支援計画策定、委託児支援、委託報告書作成、養子縁組命令申請関係支援、縁組後調査訪問、縁組後支援などがある。</p> <p>国際間養子縁組業務: 中央当局への報告書作成、相手国の関係当局/養子縁組機関との協議交渉、法的代理人との接触、イミグレーション関係業務、相手国への定期的予後調査報告が加わる。</p>	<p>認可条件は養子縁組機関施行規則による:</p> <p>職員: プログラム・マネージャー、国際養子縁組担当多言語職員、研修担当職員</p> <p>機関の任務: 妊娠相談、国内の新生児・乳児の養子縁組、国際養子縁組、縁組希望者の家庭調査、研修、実親への支援など。</p>	<p>養子縁組機関: 社会福祉法人として保健福祉部長官の許可を得ること。ただし、国内のみをあせせんする場合、市・道知事の許可を得ること。</p> <p>養子縁組機関の義務: ①養子縁組を依頼された子どもの権益の保護、父母を探すための努力 ②養親の調査 ③養親の教育 ④中央養育院への情報提供 ⑤記録の保存 ⑥記録の永久保存 ⑦記録に必要な事項は保険福祉令で定める。</p> <p>養子縁組機関の従事者: 医師1名、看護師1名、事務員1名以上、子ども相談員: 50人当たり1名</p> <p>子ども相談員の資格: ①大学で社会福祉あるいは児童福祉関連分野を専攻した者 ②大学を卒業後養子縁組機関で2年以上関連業務に従事した者 ③「児童福祉法」第13条に基づき児童福祉専任公務員として3年以上勤務した者</p>	<p>3つの共同体の養子縁組認可機関の共通点は以下の通りである:</p> <p>①子どもが家庭環境で育つ権利と子の最善の利益を十分考慮する。</p> <p>②非営利法人の団体のみを認可。</p> <p>③認可されない団体/個人の斡旋活動を禁じ違反者に罰則を定める。</p> <p>④実親/子ども/養親に対し行なうべき任務を定める。</p> <p>⑤経営に携わる職員/ボランティアと養子縁組実務に携わる職員を区別し、後者を分野別専門家チーム(SW/心理士/医師)とする。</p> <p>⑥養親志願者と契約を結び、費用取決めを事前にすることを義務づける。</p> <p>⑦経理の透明性の確保のため、養親に請求する費用の性格/請求金額/請求の時期の基準を定める。</p> <p>⑧共同体中央当局を創設し、国際養子縁組に関し、外国の権限ある当局と協力関係を結ぶ機能を与える。</p>

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
その任務	<p>○申請者へサービス(情報提供、子どもと養親のマッチング)、子どもの受け入れ、その後の家庭でのケアの方法や縁組成立後の支援について説明。○養親申請者のホーム・スタディ(素性調査、家屋の点検、個人や家族の適性などを含む総合的なレポート)の作成。○養親申請者に16時間以上のトレーニングを与える。(州法、子どもの文化的背景、トラウマ、児童心理、きょうだい関係の継続の重要性等を学ぶ)</p>	<p>公的機関:自治体に育成委託された子どもに永続的家庭を提供。 民間機関:①生みの親又は後見人から相談を受けて、乳幼児の養子縁組委託をする。②自治体の育成委託児童の養子縁組委託を民間機関が介入するときは、民間機関の児童担当SWと自治体の児童家庭チームと協働して養子縁組の実務に従事 ③外国から提案される子どもの国際間養子縁組に責任をもち、申請書を教育技術省国際養子縁組チームへ提出する。国内養子縁組に関する手続(子どもの保護、アセスメント、パネル審査等・措置待ち)。養親に関する手続(応募、トレーニング、アセスメント、養親の報告書作成、パネルの審査、マッチング、子どもと同居、裁判所手続の申請等)</p>	<p>委託前サービス、養子縁組計画の作成、同意の準備、子どもの健康・家族的背景の調書の作成、カウンセリング、子どもの委託6か月後のサービス等</p>	<p>養子縁組機関の義務的任務: ①養子縁組を依頼された子の権利の保護、父母を探すための努力 ②養親の調査 ③養親の教育 ④中央養育院への情報提供 ⑤記録の保存 ⑥記録の永久保存 ⑦記録に必要な事項は保健福祉令で定める。</p>	<p>①養親志願者と契約を結び、マッチング、養子縁組司法手続、縁組後の支援に関する機関の支援と志願者の義務を明確にし、請求する費用明細と契約解消の方法を明示 ②養親志願者と養子の書類ファイル作成 ③共同体中央当局へ報告と書類送付(全ての変更、子どもに関する情報・養子縁組計画および待機する養親志願者リストの写し、年間活動報告)④証拠書類を添付した収支報告 ⑤法律と心理的治療専門機関の援助要請、⑥継続研修と専門家のスーパービジョンを受ける。⑥調整会議に参加。</p>
公的 財政援助	<p>民間のchild placing agencies (児童福祉や養子縁組の実務をするエージェンシー)には、国、または自治体の直接の経済的援助は無いが、国や自治体が提供する助成金を申請できる。民間団体は、委託業務に対して州政府が支払うサービスごとの料金、団体や個人からの寄付によっても生計を立てている。</p>	<p>自治体に養子縁組委託が適当と判断された育成委託児の養子縁組のために、最適機関が同じ自治体の養子縁組機関でないときは、他機関のサービスを購入する協定が地方自治体協会とBAAFの間で取り決められている。他の自治体の養子縁組機関に《マッチングから養子縁組支援まで》を委嘱する場合、①別の自治体の養子縁組機関には1件あたり12,534ポンド(約310万円、1ポンド250円)、②民間養子縁組機関には、19,408ポンド(約310万円)を支払う。③地域養子縁組コンソーシウム加盟機関同士では、19,408ポンド(約225万円)を自治体が出す。</p>	<p>基本的に独立採算制</p>	<p>2015年現在、養子縁組専門機関は政府から1件につき270万ウォン(約27万円)、養子縁組機関は100万ウォン(約10万円)が補助される。また、子どもの家庭委託保護費の補助を自治体から受けることもできる。養子縁組特例法施行令第6条(養子縁組幹旋費用)では、1.人件費、2.子どもの養育費、3.手続きにかかる費用、4.養子縁組機関の運営費および広報費を合算した費用を養親から徴収できる。国際養子縁組については養親の負担以外に、国の補助および養子縁組機関が属する法人の補助もあり、三者で負担している状況である。</p>	<p>1)認可のとき、共同体は以下の助成。(仏語共同体アレテ15条) ・国内養子縁組機関に物価指数スライド制で84,150€支給 ・ハンディキャップのある子どもの養子縁組機関には、物価指数スライド制で82,620€支給 ・国際養子縁組を許可された機関には、物価指数スライド制で135,660€支給 ・2つの機関合併のとき、物価指数スライド制で163,300~271,320€を支給(仏語共同体アレテ15条) これらには、人件費、事業費、施設賃料、委託後の支援の費用も含まれている。</p>

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
養子縁組 委託件数	①国内養子縁組前提:全国 136,000件(2007年) ②国際養子縁組前提:受入れた 子の数=全国7,092件	①国内養子縁組:2014年全国5,050 件、前年度と比べ、58%増加。うち、1 —4歳が76%を占め、委託時平均年 齢は3歳5ヶ月、2010年に比べ6ヶ月 低い。	公的機関:231~265人、 民間機関:37~31人	①国内養子縁組成立:2013年=686 人 2014年=637人(全国) ②国際養子縁組成立:送り出した子 の数(全国)2013年=236人、2014 年=535人	・2013年度フランス共同体内の統 計:国内養子縁組委託数=35件、国 際養子縁組前提の委託=108件 (内、親族間養子は5件) ・2005~2015年の全国統計:国内養 子縁組委託数=4290件:国際養子 委託数=3748件
養子縁組 機関以外 の 支援機関	全国規模: ・アダプション・サポートという経 済的な援助を得るためのアドボ ケートホットライン ・人種の違う養子を持つ養親た ちのリソースネットワーク ・アタッチメント障害サポート・ネッ トワーク ・国際養子縁組の養 子や養親へのホットライン ・スペシャル・ニーズ養子をもつ 養親たちのためのホットライン 州・地域のレベル: ・地域の心理士 ・地域ごとのサポート・グループ ・教育アドボケートや家庭教師 サービス	養子、養親、生みの親家族が必要と するサービスを提供する養子縁組支 援機関(adoption support agency)が Office for Standards in Education, Children's Services and Skills)に登 録。このシステムで機関の適格性が 担保される。 養子縁組支 援機関は、養親の準備とレーニン グ、養子や成人した養子、その実親 への支援、養親への支援、養子や成 人した養子が血縁関係者との交流 補助とその追跡調査も含む。 ・その一つ、PAC-UKは養子縁組後の 養子、養親、実親等への直接的支援、 専門職への研修もする。 ・養子縁組の専門知識やスキル、経 験を有するSW、セラピスト(遊戯療 法、家族療法等)及び心理士等が個 人で登録し、養子縁組を前提に委託 されている子ども、養子や養親、成 人した養子、生みの母の支援もす る。	BC州養子縁組センター:実親支 援 BC州養子縁組家庭協会の登録 コーディネーターが個別的支援 やワークショップ	代表的な養子縁組機関のホルト児 童福祉会、東邦社会福祉会、大韓社 会福祉会は、それぞれ養親の自助 グループが活動する。その他、養親、 養子、養子縁組を考えている人、関 連分野の従事者が参加している「健 康な子育てのための養子縁組家族 の集まり」があり、オフラインとオン ラインで活発な活動を行っている。 オンラインでは養子縁組を考えてい る人からの相談も多く、子育てに関 わる様々な相談から真実告知など についてまで、幅広く意見交換の場 となっている。	2014年から民間主導の養子縁組支 援機関の設置を奨励している。機 関は公的補助を受けられる。

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
養親研修	ワシントン州では、里親と養親の希望者を同時にリクルートし、フォスターケア児童を養子縁組する養親は、里親と同じトレーニングを受ける。私立エージェンシーをとおしての新生児の養子縁組をする養親たちも、CCTなど、エージェンシーの提供するリソースのすべてを受け取ることができる。多くのエージェンシーが養子縁組成立後も、養親の希望にそって、カウンセラーが相談に応じ、地域のペアレンティングのリソースとつなげて行く。	自治体の養子縁組機関および民間養子縁組機関(voluntary adoption agency)が全て認定前の養親候補者に準備研修を提供。例:週1日、4週にわたるグループ研修を年に4回実施する自治体もある。研修には個別的面接も含まれる。多くの養子縁組機関は認定後研修も提供。	4日間の教育セミナー(現場経験のある有資格のSWによる)	養子縁組特例法及び特例法施行令で養子縁組機関が行なう養親教育を規定している。養子縁組機関長は、教育を終えた者に養親教育履修書を交付する。	フランス語共同体では、4つのタイプの準備研修を共同体中央当局が企画。a) 初めて受ける非親族間養子縁組研修:2種類のグループ研修と2回の個別面接から成る。b) 2度目の非親族間養子縁組研修 c) 国内の親族間養子縁組の研修:4時間のセミナー、10組以下の参加者のグループ研修 d) 国際間の親族間養子縁組の研修:共同体中央当局が行なう補足的面接と2回のグループ強化研修 e) ハンディキャップのある子どもの養子縁組研修:ハンディキャップのある子の養子縁組の特殊性に関する情報提供集会に参加した後、グループ強化研修を3回受講しハンディキャップのある子の養子縁組機関の面接がある。
養親の 研修内容	ワシントン州では、フォスターケア児童を養子縁組する養親は、里親希望者と同じトレーニングを受ける。全米規模の児童福祉団体の開発したという里親養育マニュアルPRIDEを13年間使って来たが、2014年からワシントン州独自の、CCT(ケアギバー・コア・トレーニング)という24時間の真新しいカリキュラムを打ち立てた。	BAAFの研修ガイドによると、養子縁組、養子となる子どもの背景、その経過、特徴、養子縁組手続、子どもの発達とアタッチメント、虐待やネグレクト環境で育った子どものニーズと対応、養親となること、マッチング、養子縁組について子どもに語ること、実親との接触、また養子縁組経験者の話等で構成。	i 養子縁組入門 ii 法律的側面 iii 愛着と養子 iv 医学的問題 v 開放的養子縁組 vi 養子縁組の種類(国内、国際等) vii 別離と喪失 viii 妊娠期のアルコールとドラッグの影響 ix 親族による養子縁組 x 子どもの発達	養親教育の内容は、1.養子縁組と離縁の要件、手続及び効果 2.養子縁組家庭支援に関する情報 3.子どもの養育方法 4.養子の心理と情緒に関する情報 5.養子縁組アフターサービスに関する情報 6.その他保健福祉部長官が必要と認めた事項	上記のa)は、国内・国際養子縁組を希望する単身者又はカップルの養親希望者に対する研修で、国内および国際養子縁組の法律、文化、倫理、人間的側面について学ぶ8時間のセミナーと、養子縁組の心理的、家族的、関係性的影響について学ぶ12時間のセミナーと2回の個別面接が行なわれる。

調査項目	米国、ワシントン州	英連合王国	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー、仏語共同体(州)
職員の研修	ワシントン州法は、養子縁組機関が職員に研修を義務づけている。養子縁組機関は職員およびボランティアが各々の職務に就く前に16時間の研修を受ける。研修時に、機関のポリシーや実務のプロセス、仕事の内容と役割が説明された後、児童虐待や地域のリソース、守秘義務、トラウマや行動障害を持つ子どもたちのケア、薬物依存、ティーンのケアなどさまざまなテーマについての指導を受ける。	所属機関内での1日研修や、2-3日間の研修、実践を通して身につける知識やスキルもある。専門的研修として大学院のコースもある。	研修スタッフは定められてる。方法・内容については不明	養子縁組特例法及び特例法施行令で養子縁組機関の職員研修を規定。 ①内容:カウンセリングの理論と相談者の倫理と姿勢、養子の状態と心理的特性、未婚の母に対する理解と相談的アプローチ、養子関連法令および制度の動向、養父母と養子縁組家庭の理解他 ②養子縁組機関長の研修は毎年4時間以上、養子縁組機関従事者の研修は毎年8時間以上。 ③保健福祉部長官は、第1項の規定による補修教育を大学・専門大学、韓国保健福祉人材開発院、その他の指定機関に依頼できる。	機関の多職種チームメンバーは、共同体中央当局が企画する継続研修に参加する。
対象となる子ども(国内)	養子縁組あっせんの対象となる子どもの制限は無い。ワシントン州法(RCW 26.33.140)にも「どのような子どもでも、養子縁組が可能である」と明記。	・19歳までの実親家族と生活できない育成委託児童と新生児 ・きょうだい同士、マイノリティー、学習障害を持つ子ども、不確実な背景を持つ子どもなどに養子縁組し難い傾向がある。 ・0から4歳の子どもの多く、虐待とネグレクトが主な措置理由である。そのほか、家庭の機能不全、保護者の病気や障害、保護者の不在等を理由とする。 ・約半数が同意による、他の半数は親権剥奪による。出産後すぐの養子縁組は少ない。(the Royal borough of Kenjinton and Chelsea 資料)	養子縁組法施行規則第26条に規定:特別ニーズのある19歳未満の子ども等 民間機関:実親が育てられない乳幼児、公的機関:障害リスクある子ども、年齢の高い子ども	養子縁組特例法第9条: ① 養子になる者は児童福祉法による要保護児童で以下該当する者:1.保護者から離脱した者で、扶養義務者を確認できず、国民基礎生活保障法による保障施設に保護を依頼した者 2. 親(親が死亡その他の事由により同意できない場合は、他の直系尊属)または後見人が養子縁組に同意し保障施設又は養子縁組機関に保護を依頼した者 3. 法院(裁判所)によって親権喪失の宣告を受けた者の子で保障施設に保護された者 4. その他扶養義務者が知られていない者で、保障施設に保護された者 統計では、1歳未満の婚外子が大多数を占める。	18歳未満の子ども。法律では規定していないが、民法の養子縁組の同意規定からそのタイプを知ることができる:父母が養子縁組に同意した子ども、父母の一方が同意した子ども、後見人が同意した子ども(親子関係が不明の棄児、孤児、事実上施設や家庭に遺棄状態がある子ども等。 統計では、委託時年齢が4歳未満児の傾向がある。 国内養子縁組では、養子縁組機関のマッチングを必要としない連れ子養子縁組が多数を占める。
外国から来る養子のタイプと傾向	通常、子どもを送り出す国または、米国と、子どもを送り出す国の協議のもとに決定する。	・しばしば、交代制の複数の養育者がケアする孤児院から措置される子どもで、養親家族との絆をつくる難しさがある。実親がほとんど不明又は出生証明書がないケースもよくあり、家族の病歴も不明(Royal Borough資料)。	乳幼児と特別ニーズのある子ども		出身国内で受入れる家族のない子ども、年齢の高い、きょうだい、障害がある等の特別ニーズのある子どもの割合が高くなっている。

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
外国へ行く 養子の傾 向	2015年の統計では96名の児童が国外に養子縁組のために出された。フロリダ州からの養子縁組件数が全米で一番高い。オーストラリア、カナダ、オランダがその対象国である。	・外国に住む養親志願者と血縁のある子どもが多い。(Futher information on adoption with a foreign delement)	カナダでは自国の児童を海外に養子に出すことはほとんどない。	1歳～3歳の婚外子が多数を占める。	ベルギーにおいて受入家庭のない子ども。統計に示されていない。
実務 妊婦の相 談	民間非営利団体が地域ごとに妊娠の悩み等の相談を受け、基本的に生まれてくる子どもをどうしたいのか、自分の判断にまかせるカウンセリングを実践。妊婦には「自分で子どもを養育する」「新生児を養子縁組させる」「妊娠中絶をする」という3つの選択肢が説明される。カウンセラーは、妊婦が「生まれてくる子どもの養育」を選んだ場合、妊婦と胎児の健康、出産後の安全な子育てのために地域のリソースとつなげ、団体によっては、カウンセラーがケースマネジメントの役目を担って、出産まで、または出産後もサービスを与え続ける。カウンセラーからオープン・アダプションの説明を受けて養子縁組を選択する妊婦には、担当のカウンセラーが与えられ、養子縁組が成立するまで継続したサービスを受ける。法的に親権停止が成立するまで、基本的に実親はいつでも目標を変えることができる。	・養子縁組機関が妊婦から生後6週未満の子の養子縁組のために親権放棄の意図で相談をうけると、出生後手続は2005年のガイドランスに従う：・出産前カウンセリングでは子の将来のケアの選択肢を説明し、実母が養子縁組を選択するとき、委託手続、養子縁組、養子縁組による法的影響に関する説明を受ける。機関は生みの母の希望を確認し、養子縁組を適切と判断するとき、メディカル・アドバイザーと養子縁組審査会（パネル）の日程を調整し、出生後のケース検討の準備に着手。 ・子の出生後、機関は生みの母と父の希望を確認し、養子縁組を妥当と判断する時、パーマネンス・レポートとヘルスレポートを作成しパネルへ提出する。パネルの勧告うけて、機関は委託を決定し、父母へ通知し、特定の養親候補者又は機関が選ぶ候補者への父母の合意を得て合意書を作成。この合意を条件に委託が可能となる。出生6週間後に実親の養子縁組の同意を得て、司法手続を進める。	養子縁組に関する情報と養子縁組以外の選択肢の提供（養子縁組法第6条第1項）	① 養子縁組機関による対応： 2011年の養子縁組特例法第13条（養子縁組に同意の要件等）に養子縁組機関の責務として養子縁組の同意前に自ら子どもを育てる場合、どのような援助が受けられるかについて、また養子縁組の法的効果等に関して十分に情報を提供しなければならなかった。	・養子縁組機関が妊婦から相談を受けるとき、事前の情報提供として「養子縁組に代わる養護の方法、養子縁組の法的効果と心理的影響に関する情報を提供し、外部組織による医療的・心理的行政的寄添いの開始を支援する。・出産のとき、養子縁組に関する情報を提供し、家族が引取れない子どもを引取り、乳児院へ一時保護し乳児院の養育者と連携し、入所期間中の子どもの心理、医学的な観察を定期的に行なう。子どもの生い立ちとその養子縁組計画に関する情報も収集する。、親たちが熟慮し、同意が形成されるのを待って、出生2ヶ月後に公証人又は調停判事のもとで同意書を作成する。機関は養親選定の援助を目的に親たちから委任状を受け、待機している養親志願者の中から将来の養親を選び、共同体中央当局へ報告し、その承認を得て、委託を実現する。同意の撤回は司法手続申請後6ヶ月まで認められる。（民法248-8条）。

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
妊産婦の 保護	妊産婦を援助するプログラムは州のレベルから地域のレベルまでさまざま、そのサービスや組織体系も千差万別である。州または郡政府の資金で運営している妊産婦の支援機関もあれば、教会や非営利団体が寄付や助成金を基にして運営している民間の機関もある。医療的、または経済的な援助だけを実施している機関もあれば、施設を運営し、カウンセリング、自立支援、職業訓練、薬物依存症治療まで、幅広いサービスを提供している機関もある。	・機関は妊産婦に保護施設を紹介し、自ら保護していない。	認定養子縁組機関はカウンセリングサービスと養子縁組サービスを行い、その他のサービスはそのための社会資源を紹介する。	妊産婦の保護は、養子縁組機関が運営する「未婚母子施設」で行なわれる例が多かったが、実母自らの子育てを妨げるという指摘から、2015年7月から養子縁組機関による「未婚母子施設」の運営を禁じられた。これは未婚の女性が妊娠・出産前に1年ほど入所し基本的な生活から医療サービスを受ける自立支援施設が2015年2月現在全国に31か所ある。2005年以降、「自ら子どもを育てる母親」を支援する動きが高まり、「未婚母子共同生活家庭」が2歳未満の乳幼児を養育する未婚母が2年間入居できるグループホームとして創設され、全国に220世帯が入所可能。青少年未婚母が教育を受けられるフリースクールも2014年12月末現在全国に9か所、2006年に「On line未婚母子支援センター」が創設された。	妊娠中から養子縁組機関が相談を受けるときは、外部機関による寄り添い、又は必要な保護を依頼し、養子縁組機関が妊産婦を保護することはない。
子の保護 手続と医療 費負担	親や親族が養育できない子どもは、Child Protection Services (日本の児童相談所にあたる機関)が保護し、州法にしたがって養子縁組準備の実践を担う。relinquishment (親権放棄)の書類が作成され、法廷での審問が開始する。子どもは、adoptive home (養子縁組を前提とした里親の家庭)に委託される。連邦法にのっとして、Title IV E(タイトル・フォー・イー)という予算枠から里親に養育費が支払われる。	・生みの親が、子の親責任を放棄した新生児は特定の養親候補者又は機関が選んだ養親候補者へ委託。親が決断に迷っているときは短期委託里親へ委託し、その委託費は公的に負担される。	公的機関:養親が見つかるまで里親家庭へ委託。費用は子ども家庭省が負担。民間機関:移動費・宿泊費は実親負担、医療費は養親候補者が負担(養子縁組法施行規則第10条)	①実親は養子縁組同意書(養子縁組特例法施行規則別紙書式8号)に署名し、子どもを養子縁組機関に預ける。その日から養子縁組完了日まで養子縁組機関長は後見人の職務を行い、その間親権は停止される(養子縁組特例法第22条)。②保護から養親に委託されるまで、子どもは、養子縁組機関が運営する一時保護施設又は独自に実施している委託家庭に一時的に委託される。養子縁組機関に預けられた子どもは「国民基礎生活保障法」に基づき、保護費用の支給を申請することができる。	新生児の場合、出産後、家族が子どもを引き取れないときは、子どもは共同体によって、乳児院へ一時保護され、措置費は共同体が負担する。分娩費などの医療費については不明。生みの親が子どもの養子縁組に同意するとき、養子縁組機関は、機関が選んだ養親志願者と援助契約を結び、待機している志願者の中から養親候補者を選択し、子どもを委託するすることができる。

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
他機関との連携	妊婦が「生まれてくる子どもの養育を自分がする」という選択肢をとった場合、妊婦と胎児の健康、出産後の安全な子育てのために、養子縁組機関のカウンセラーが妊婦を地域のリソースとつなげる役目をする。養子縁組機関は、その規模や機能により、サービスの充実度にも差があるので、機関が妊婦に与えられないサービスは地域のほかの機関と連携して補うようにしている。	親自身で育てる決断がなされるときは、その援助機関へケースをつなげる。	地域での他機関とのネットワークは作られている。	養子縁組機関と未婚母子施設の連携が多く、必要に応じて互いの機関の紹介が行われている。ただし、未婚母子施設は未婚母の自立支援に力を入れており、施設に入ったから養子縁組を選択するという流れではなく、熟慮の上に養子縁組を選んだ場合に連携を図ることになる。	妊産婦の相談を受けて、養子縁組機関は外部組織による医療的、心理的、行政的支援の開始を支援する。
養子となる子どもの後見人	米国では、親子関係不明の子ども、棄児や孤児は州政府が『親代わり』となるので、後見の設置はない。		子ども家庭局長(養子縁組の決定・同意の取消しまで後見する)	子どもが養子縁組機関に預けられると、その日から養子縁組完了日まで養子縁組機関長は後見人の職務を行う(法第22条)。 ・実親が親権喪失の宣告を受けた場合又は、所在不明などの理由で同意を得ることができない場合には、後見人の同意を必要とする。	親のない子どもは調停判事が後見人を指名する。 養子縁組手続を代行する後見人の設置はない。
機関の情報提供と情報収集	妊婦の相談の項で記載済。	妊産婦からの相談では、出産前カウンセリングで子の将来のケアの選択肢を説明。○生みの母又は父が子と共に生活し育児を指導できる里親の支援を受ける。○親に子を返す目的で短期里親養育の支援を受ける。○子の拡大家族の中で長期的に養育する。○養子縁組前提で委託する。生みの母は、適切にしかも実行可能な方法で、養子縁組の委託手続、養子縁組、養子縁組による法的影響に関する説明を受ける。	実親に事前にカウンセリングし、自分で育てるサポート資源の情報を提供。実親向けにパッケージから資料を渡して説明	養子縁組に同意する前に、実親が自ら子どもを育てる場合に受けられる支援や、養子縁組の法的な効力等に関する十分な相談を提供しなければならない。養子縁組される児童に養子縁組に同意の効果等に関する十分な相談を提供しなければならない。相談内容等は保健福祉部令で定める。	同意前に養子縁組に関する情報提供を義務づけている。特に、養子制度、同意による影響、完全養子縁組では親子関係が断絶することを伝える。情報収集では、子どもとその家族および養親に関する情報が社会的面だけではなく、心理的、医学的観点から収集し、《子どもに関する報告書》を作成することが義務づけられている。

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
同意の形式・方法	ワシントン州の場合は、州法で出生後48時間以降と決められている。米国50州では、ほとんどの州が出生後すぐから15日間と、同意の期間を定めている。ネイティブ・アメリカンの新生児は、連邦法(Indian Child Welfare Act)に、実親の同意をとれるのは生後10日後と定められている。		生後10日後まで実親の意思が変わらない場合弁護士立会いの下で同意のサインをする	養子縁組の同意は児童の誕生日から1週間が経過した後に行う。養子縁組に同意の対価として金銭または財産上の利益、その他の利益を与えたり受けたりすることを約束してはならない。 第9条第2号に該当する児童を養子にしようとする場合には、保護依頼時の養子縁組同意をもって、第1項の規定による養子縁組の同意に代えることができる。 ④13歳以上の児童を養子しようとするときは、第1項又は第2項の規定による同意権者の同意のほかに、養子縁組される児童の同意を受けなければならない。	実親又は後見人の決断を待って、養子縁組の同意は、申請した裁判所で同意を表明し、同意が調書として作成されるか、又は、住所地の調停判事又は公証人の前で同意証書を作成する。その同意のとき、家族は、養親の身元を知らずに同意する場合、又は手続に自ら介入することを望まない場合には、手続を代行する代理人を指定することができる。 養子縁組の同意は、子どもの出生2ヶ月後でなければ、与えることはできない。
同意撤回期間	法廷で養子縁組が正式に成立する前であれば撤回可能。また養子縁組成立後1年以内なら、不正行為や強要があったとき、又は同意者に精神的・心理的障害があるときには、法廷で撤回を要求できる。		実母の同意は生後30日以内。子どもの同意は養子縁組決定まで可能(養子縁組法第20条)。	9条1項から4項の規定による同意は、第11条第1項の許可があるまでは撤回することができる。 養子縁組同意の撤回は、書面で行い、同意に必要な事項は、保健福祉部令で定める。	基本的に親権は養子縁組が確定されるまで、実親にあるが、養親に委託された場合は、遅くとも、委託後6ヶ月までに撤回することができる。
養子縁組の同意に親権委譲を含意しているか	全ての養子縁組は、成立の前に、親権停止の手続きが完了していることが条件となっている。手続きを代行する後見人はいない。実親には法廷で弁護士を立てる権利がある。		子ども家庭局長等は子のケアや養育権を養親となる者に移すことができる(養子縁組法第25条)	同意は親権の委譲を伴い、子どもが養子縁組機関に預けられると、その日から養子縁組完了日まで養子縁組機関長は後見人の職務を行う(法第22条)。	ベルギー法では、同意は親権の終了と委譲を伴わない。従って、養子縁組が確定されるまで親権は実親にある。従って養子縁組手続を代行者は後見人ではなく、実親の家族が指名した代理人である。
法律による子どもの同意	子ども自身の同意は14歳から(ワシントン州法)		12歳から必要(養子縁組法第12条)	13歳以上と養子縁組特例法で定めている	12歳に達した子の同意を必要とする。ただし、禁治産、未成年状態が続くとき又は正常な判断能力を欠くことが認められるとき、同意を必要としない。

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
養子縁組の可能性を決定する機関	ワシントン州では上級裁判所。児童相談所が関与するケースは dependency court、関与しないケースは family court で養子縁組手続を行なう。	養子縁組パネルの意見を聴いて養子縁組機関が決定する	裁判所(the Supreme Court)、子ども家庭局長に調査を命じることも出来る	2011年の養子縁組特例法において、家庭裁判所による許可制が導入された。それ以前は、保健福祉省の監督があったものの、養子縁組機関に一任されていた。	外国へ行く子どもの場合、児童裁判所が決定する。国内養子縁組の場合は子どもに関する報告書に基づいて共同体中央当局が承認する。
養子縁組希望者への一般的情報提供	公民の認可機関が責任を負う。米国50州のほとんどで養親希望者が子どもの情報を見ることが出来る。養子縁組機関が収集した情報を養親に提供することが義務づけられているからだ。子の生年月日、養子縁組の対象になった状況や背景、子どもの発達、病気、メンタルヘルスに関する情報、法廷や学校の記録等。養親は子の実親の名前や住所等の個人のアイデンティティ以外の情報(年齢と身体的/外見的な情報・人種・宗教・健康状態・学歴・職業等の情報)を入手できる	政府は養子縁組プロセス改善のため2012-2013年に養子縁組の準備とアセスメントにおける変革を実施し、教育省から支援されたThe First4Adoptionを養子縁組に関心ある人が最初にアクセスする場として創設し、電話のヘルプラインとウェブサイトを創設。包括的な養子縁組情報をわかりやすく提示、eラーニング等も用意、このサイト自体が養子縁組に関連する支援の一つ(上鹿渡回答票)	情報提供は養子縁組機関(子ども家庭省、認定養子縁組機関)が行なう	情報提供の責任機関は保健福祉省と中央養子縁組院、各養子縁組機関である。	共同体中央当局のウェブサイトで国内及び外国の養子縁組の法律と手続とを詳細に提供している。養子縁組機関は、機関の方針や養子縁組に関する実務と紹介可能な子どもに関する情報を主に紹介している。
養親候補者への情報提供	ワシントン州法は、子ども情報を養親の候補者に提供することを義務づけている。公民にかかわらず、子ども養子縁組の実務を担当する専門職が子どもの医療的、家庭生活や社会的な背景、法廷記録、メンタルヘルス・レポートなどをできる限り収集しなければならない。養親に提出する資料に子ども実親の名前や住所を記載することは禁じている。	養子縁組機関は、志願者のニーズに応じて研修ガイダンスを参考に準備研修を行なう。研修にはスタンダードな内容のグループ研修と個別面接の形でも行なう。研修は養親志願者の強みを引き出し、子どもに提供すべき資質を発見し志願者の強みを基に機関と協働関係を築く目的がある。研修は他機関と共同で実施することも養子縁組支援機関の協力を得て行なうこともできる。(養子縁組ガイダンス3章41)	子どもの生物学的家族の病歴・経歴に関する情報を提供(養子縁組法第6条1項)	上記の各機関のホームページを通して、養子縁組機関や手続きなどに関する情報を得られるが、その前に各養子縁組機関の自助グループあるいは「健康な子育てのための養子縁組家庭の集まり」というサイトを通して情報を集めることが多いようである。どの養子縁組機関に相談したらいいかという質問も多くみられる。その後まず養子縁組機関に電話相談し、面接を行うという流れである。	養親希望者には準備研修を通して養子縁組報を総合的に提供。「養子縁組の準備研修の目的は、養親志願者に対し養子縁組に関する法律、その背景および文化的、倫理的、人間的側面、養子縁組の結果生じる状況、養子縁組前提の委託後に可能なケアとその有用性、さらに養子縁組による心理的、家族的及び関係性的な影響に関する情報を提供することにある」と民法は述べ、最初の養子縁組手続として位置づけている。

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
養親希望者の申込に対し機関が配慮すること	<p>機関スタッフは、提供するプログラムなどについて、丁寧に説明をする。ワシントン州の場合は、その養親希望者に与えるべき情報を州法の中に条項として纏められている(WAC388-147)</p> <p>内容は、 ・養子縁組の成立する前と成立後の継続したサービス ・研修の義務 ・子どものニーズとマッチングの仕方 ・連邦政府に支払う税金の控除 ・機関への苦情申立ての権利とそのステップ</p>	<p>子どもの養子縁組に関心を抱いて機関に接触して来る者に5日の仕事内に、機関は彼らに養子縁組についての一般的な情報と適格性の基準、養親家族を必要とする子ども、機関が望んでいる養親及びさらに情報をどこで得られるのかを、公平に伝え、その民族、年齢、健康、信仰する宗教等が待機中の子どもの人種や宗教と同一でないことを理由に排除してはならない。それらは排除の絶対的要素ではないからである。養親の基準に合っていないときのみ断わるべきである。(規則3章14-17)</p>		<p>機関によって多少の違いはあるものの、許可制が導入されたため、家庭裁判所での審判をクリアするための条件を比較的詳細に伝え、養親希望者の養子縁組の動機から様々な状況を確認する。また、なるべく新生児の女の子を迎えたいという希望者が多く、男の子が海外養子縁組の対象になる状況から、養親とのカウンセリングを通して男の子の受け入れ可能性についても打診している。</p>	<p>養親志願者が、養親の適性を認定されているかどうかを確認する。養子縁組機関で提案可能な子どものタイプとニーズに応えられる家族であるかどうかを確認する。待機する養親志願者の定員の空きを考慮する。</p> <p>結婚した同性カップルによる養子縁組が認められ、国内養子縁組の多数を占めるようになってきている。</p>
養親志願者と機関の援助契約	<p>Placement Agreement やCase Planのかたちで援助契約を結んでいる。</p>	<p>養子縁組機関は Adoption Placement Planを養親候補者に示す。その中でどのような養子縁組支援がいつ、どのように行なわれるのかが示される。委託に関する必要な経費、養子縁組休暇、養子縁組命令(adoption order)が出るまでのSWの定期的訪問と縁組成立後の予後調査、委託後の支援などが示される。</p>	<p>実施機関と連携しているBC州養子縁組家庭協会では、経験のある養親が地域ごとにコーディネーターとして登録しており、養親子への1対1のサポートやワークショップをして養親や養親志願者に対して支援している。</p>	<p>書面にて養子縁組の申請をする。</p>	<p>機関と養親志願者の間で結ぶ援助契約では、マッチング及び養子縁組成立後の予後調査が行なわれる間の機関と養子縁組志願者の権利と義務を明確にするほか、機関が志願者に請求できる費用明細と契約の解約の方法が明記される。この契約書に署名しない者には、マッチングを行わなくても良いことになった。</p>
養親の適性調査の実施機関	<p>公民の養子縁組機関</p>	<p>公民の養子縁組機関</p>	<p>認定された養子縁組機関 子ども家庭省</p>	<p>心理検査を行う機関</p>	<p>共同体中央当局が児童裁判所の命令を受けて社会調査を行なう。心的調査は当局に指定された養子縁組機関の心理士が行なう。</p>

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
適性調査 と評価基 準	州からライセンスを受けた公民の機関、児童相談所や民間の養子縁組機関が調査。調査内容を文書化したものが、Home Study(ホーム・スタディ)と呼ばれるレポートである。文書化された評価基準は、養親希望者への質問内容などは州ごとに、またはエージェンシーごとに少しずつ異なっているので、全米を通じての評価基準はない。		SAFE(Standerd analysis Family Evaluation)(6)というアメリカで作成された養親のアセスメントを使用	養子縁組特例法第10条:養子を扶養するのに十分な財産を有すること、養子に対して宗教の自由を認め、社会の構成員としてそれに相応する養育と教育ができること、児童虐待・家庭内暴力・性暴力・麻薬などの犯罪歴やアルコールなどの薬物中毒の経歴がないことと定めている。さらに法律の条文として明記されているわけではないが、養親による子ども虐待事件がきっかけとなり、心理検査による適性検査も必須項目とされている。調査機関(養子縁組機関)は、申請者の家庭・職場・近所などを2回以上訪問・調査しなければならず、そのうち1回以上は事前に知らせることなく訪問・調査することと定められている(施行規則第8条)。申請者が養親になる資格を有すると認められた場合は、調査機関は申請者に施行規則第8条に基づく「養親家庭調査書」を発行する。	・適性の調査は裁判所の命令を受けて、共同体中央当局が行なう。社会調査は中央当局のSWが行ない、心理調査は指定された養子縁組機関の心理士が面接して行なう。共同体政府が作成した社会調査のモデルがある。 ・適性を評価し、決定する機関は児童裁判所。文書化された評価基準はない。

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
国内で行なわれるマッチング	<p>米国で「養親さがし」を必要としているのは、児童保護局の管轄にある子どもたちである。国内の私立のエージェンシーからの新生児の養子縁組では養親の募集を必要としない。アメリカ国内に健康な新生児を求めている大人が子どもの数を上まわっているからである。全米各地の児童保護局が養親を探す3つの活動には、1) General Recruitment (概括的リクルート): マスメディアやイベントやビルボード等を使ったキャンペーン 2) Child-specific Recruitment (子どものニーズに見合った詳細なリクルート): 子どものニーズを理解し、ケースワーカーが養親とのマッチングをする例。 3) Target Recruitment (対象を明確にしたリクルート) は地域の中で養子縁組の最も必要とされる一定のカテゴリーに属す子どもたちのニーズに答えることができる家庭、もしくは養育能力やスキルを持っている大人を探しあてマッチングに到らせる方法。</p>	<p>・各養子縁組機関が養子となる可能性のある子どものためにそのニーズに合った養親とのマッチングを行なう。養親は予め適性を認められ、機関に登録され、待機している養親候補者の中からのマッチングを行ない、養子縁組パネルの意見を聴いて、養親候補者を選定し、養子縁組委託を決定する。・里親に委託されている育成委託児童とその里親が養子縁組することも奨励されている。その場合、里親は養親資格者としても認定されなければならない。そのような2つの資格をもつ里親へ家庭復帰の難しい子どもを委託し、家庭復帰が不可能なとき、養子縁組委託へ措置変更される。2015年には52,050人の里親委託児童のうち、530人が里親養育から養子縁組へと養育計画が変更された。</p>	<p>カナダも米国と同じように、里親委託から養子縁組へ措置変更されるケースが多くある。</p>	<p>基本的に各養子縁組機関がもっているケースでマッチングが行われる。</p>	<p>マッチングは、子どものニーズとその個人史に配慮する適性のある養親家族に特定の子どもの提案する手続だが、2006年から同性カップルの養親による養子縁組も認められたことから、国内養子縁組では、生みの親が子どもを委託する家族のタイプを選択できる。国際養子縁組では、相手国の法律が同性カップルの養子縁組を認める場合、可能と定めた。・国内養子縁組では、養子縁組機関の多職種専門家チームが子どもおよび養親志願者に関する情報をもとに養親候補者を選び、その子どもの受入れに養親が合意すれば手続は進められる</p>
県境を越えて行なわれるマッチング	<p>全米50州に、ICPC (Interstate Compact) のオフィスがある。州と州の合意のもとに築かれた契約を実行する事務局である。子どもも養親になれそうな親族が州外にみつかった時、その州のICPC オフィスに連絡をとり、親族のホーム・スタディを実施してもらい、養親広域リクルートのための米国の仕組みである。米国では、年長の児童やスペシャル・ニーズの児童の養子縁組を促進するために、インターネットを使った養親サーチも実施している。</p>	<p>自治体に養子縁組委託が適当と判断された育成委託児の養子縁組のために、最適機関が同じ自治体の養子縁組機関ではないときは、他機関のサービスを購入する協定が地方自治体協会とBAAFの間で取り決められている。他の自治体の養子縁組機関に《マッチングから養子縁組支援まで》を委嘱することができる。(津崎報告) 地方の中央当局間でもマッチングが行なわれる。</p>	<p>認定養子縁組が現地の養子縁組機関と連携して行う</p>	<p>2011年特例法改正以降、各養子縁組機関のケース記録は中央養子縁組院でも保管されるようになっており、将来的には広域間でのマッチングに活用することを目指している。</p>	<p>・養子縁組機関は、提案した子どもが契約した志願者が誰もその子どもを受入れないとき、受入れ可能な志願者を捜す目的で、他の養子縁組機関と接触し、他機関の登録養親志願者からその子どもの受け入れに合意する者とマッチングを行なうことができる。 ・共同体内に子どもを受入れる養親志願者が見いだせないときは、共同体中央当局間で待機リストから養親を探してマッチングを行なう。</p>

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
外国から 来る子ども のマッチ ング	養親希望者は、ホームズ・スタ ディの中に、自分の希望する子ども の特徴についても記載する。養子縁組 機関が、子どもを送る側のエージェン シーに連絡を取り、マッチングを依頼 する。	ハーグ条約締約国間では、養親志願 者の申請書類を地方の中央当局を介 して外国の中央当局へ送付し、出身 国でマッチングし、提案された子ども の書類が地方の中央当局を通して養 親候補者へ送られて受入れの合意が 行なわれる。相手国が非締約国の場 合、連合中央当局を介して申請書類 が出身国へ送られ出身国でマッチン グする。	出身国によりパターンが違う。 ①中国では養親候補者が約2週間 くらい滞在し、現地でマッチングし、 移民の手続きまで行って一緒に帰国 ②ハーグ条約加入国では認定養子縁 組機関のスタッフが現地で協議する (ブルガリアなど)③韓国やコロンビ ア、ニカラグアなどはその国の出身 者や遺伝的繋がりがある者に養親 を限定		国際養子縁組では、共同体中央当局 から外国の中央当局へ送付した養親 志願者の書類をもとに外国の機関が 養親候補者を選定し、提案された子 どもをベルギーの共同体中央を通し て子どもに関する書類と共に共同体 中央当局が養親候補者へ伝え、子の 受入れに志願者が合意するとき、手 続が進行する。合意のないときは、 外国の機関が他の養親候補者を選 定するか、外国当局からベルギー中 央当局へマッチングが依頼されるこ ともある。
外国へ行く 子どもの マッチン グ	子どもにかんする情報が文書や写真、 フィルムなどの形態で送られてくる。 その内容によって、養親希望者は、 子どもを養子として迎い入れるかど うかを決定する。	外国からの申請を連合中央当局が受 け、国際間養子縁組が可能な子ども のリストから子どもを選び、出身国 で適性を認定された養親候補者と マッチングする		海外の協力機関からの依頼により、 養子縁組機関に預けられている子 どもとのマッチングを行う	連邦中央当局が外国からの来る縁組 申請を受け、候補児のいる共同体中 央当局へ連絡し、国内養子縁組機 関の協力を得て当該子のマッチング を国内養子縁組認可の協力を得て 行なう。連邦中央当局が調整役を 務める。

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
同居期間中の養子縁組機関による支援	<p>養子縁組決定前の養親と子どもの養育中の支援は、里親と変わらない支援を継続して、ケースワーカーから受ける。さらに、子どもに必要な教育やメンタルヘルス・サービスも受けられる。養親には里親と同じレートで養育費が支払われ、子どもの委託費とその他の費用は、児童相談所によって支払われる。里親のためのサポート・グループなどの集まりにも参加できる。</p> <p>Federal Adoption Tax Credit (連邦政府に支払う税金の控除)や、FMLA (Family and Medical Leave Act)という1993年の連邦法により、雇用者は、家族の病気やその他のケアのために、従業員に12週間までの無給の「家族・医療休暇」を保障することが義務づけられた。この法律は、養親にも適用できる。</p>	<p>養子縁組機関はAdoption Placement Planを養親候補者に示す。その中でどのような養子縁組支援がいつ、どのように行なわれるのかが示される。委託に関する必要な経費、養子縁組休暇、その養子縁組命令(adoption order)が出るまでのSWの定期的訪問と予後調査報告の作成。訪問時に養育上の質問や困りごとなどを相談することも可能。ほかに、養子縁組支援機関による委託後の支援がある。民間養子縁組機関も委託後の支援を行なう。養子縁組休暇制度もプランに含まれている。</p>	<p>委託後の生みの親のサポートとカウンセリング、養子縁組のための承諾書の準備、委託後の養親のサポートとカウンセリングと3回の訪問、開放的養子縁組の調整のアシスト、裁判所へ申請のための弁護士との調整、委託後の裁判所への報告書作成の準備(委託後6、12、18か月に家庭を訪問し、調査レポートを作成)、ケースの終了の準備と記録の保管、委託後の法的なファイルの保存がサービスに組み込まれている。</p> <p>子どものかかりつけの医者を見つけて、実親と約束したレベルの開放的関係をもつ予定を立てること、地域のサポートネットワークを探ること、BC州の養親家族協会に加入し情報や支援を受けて日常生活の問題や課題に対処できるように社会資源が示されている。</p>	<p>審判前の子どもの養育は、養子縁組機関の一時保護所又は短期里親委託(養子縁組前提で子どもを預かる里親を各養子縁組機関が独自に持っている)によって養育する。保健福祉省は、国内養子縁組の場合、成立前に「体験委託」という形で子どもを養親候補者に預けることを容認している。養子縁組機関での聞き取り調査によると、ほぼ裁判が問題なく進むであろうと判断される場合、また子どもの養育に専念できる環境である場合などを考慮し、家庭裁判所から許可が下りない場合は子どもを返してもらうことを条件に「体験委託」を行っている。</p> <p>実親や養親への特段の支援はないが、実親には未婚母子施設が担当し、養親には当事者グループによる支援を受けているようだ。</p>	<p>・審判前の同居期間中の支援は、養子縁組機関又は共同体中央当局の責任において行われる。</p> <p>・その支援は、予後調査と寄り添いに分けて規定している。機関による最初の面会を委託後15日以内とし、予後調査は委託後3ヶ月内に作成し提出する。委託年度内に、機関は少なくとも2回、面接し、その後は年一度面行うものとしている。</p> <p>・寄り添いは養親と養子の求めに応じて、親子づくりとその強化を目的とする。問題のあるときは、適時、問題に寄り添う。</p> <p>・外国から来る子どもの寄り添いは、出身国との契約に基づいて、契約時に立てられたスケジュールで養子縁組成立後にも行う。</p>

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
養子縁組後の予後調査・支援	国内養子縁組も国際間養子縁組も親族間養子縁組も、養子縁組が決定された後、1ヶ月に1度の家庭訪問と養親との面会をとおして、子どもの最善の利益が満たされているかどうかを確認し、裁判所に報告書を提出する。ほとんどの州が、その提出期限を6ヶ月と定めている。	養子縁組後の治療的支援を提供する養子縁組支援基金(The Adoption Support Fund:ASF)が創設され、2015年5月から運用。申請は責任ある自治体による養子縁組家族の個別ニーズの評価を受けて自治体が申請する。その機関には、独立した専門の支援機関や児童思春期精神保健サービスが含まれる	委託後、6、12、18か月に家庭を訪問、調査レポートを作成 国際間養子縁組では、同じ国から養子を迎えた家族が集まる機会も設けられている。 エチオピアから来た子どもの場合、はじめはソーシャルワーカーによりレポートの提出が求められるが、その後16歳になるまで家庭で毎年セルフレポートを書くことになっている。	①国内養子縁組の場合:①養子縁組機関長は養子縁組成立後、1年間、両親と養子の相互適応のため、両親と両者の相互適応状態に関するモニタリングとこれに必要なサービス、養子縁組家庭での児童養育に必要な情報の提供 ②国際養子縁組の場合:当該国の協力機関を通じて養子が養子縁組された国の国籍を取得を確認し、その結果を中央養子縁組院の長を介して保健福祉省長官に報告 ③養子縁組機関の長は、国外に養子縁組された子のために母国訪問事業等大統領令で定める事業を実施しなければならない。	①国内養子縁組の場合:必要があれば、縁組後の相談を専門的に行なう他の専門家又は機関の援助と指導を求める。自己の出自や個人史を知りたいと願う養子の相談も受ける。 ②国際養子縁組の場合:共同体政府は養子縁組後の寄り添いを事業とする民間法人の設置を助成し、養子縁組機関以外の機関による寄り添いをも奨励している。(デクレ48-2条) ③親族間養子縁組では、相手国がハーグ条約締約国ならば、取り決めに従って予後調査と寄り添いを行なうが、非締約国の場合は義務づけられていない
養子縁組記録の保存	情報保存に責任のある機関は、すべての公民の認定された養子縁組機関。規定は、各々の州の州法に明記。ワシントン州は Washington Administration Code (WAC) という法律の388条の中に「情報の維持・管理とレポートに関する条項」を8項目にわけて規定している。	○1927年1月以後にイングランドおよびウェールズで養子となった子どもの法定養子縁組は、総合登録簿the Register General に登録、2003年6月以降は登録可能な国際養子縁組も登録される。登録は養子縁組の決定に権限ある当局の命令に基づいて行なわれる。	人口動態統計局 (Vital Statistics Agency)が永年保存	養子縁組に関する情報は各養子縁組機関および中央養子縁組院が保存する。養子縁組機関が廃業した場合、すべての記録を中央養子縁組院に移管しなければならない。記録される情報: 子どもの姓名・住民登録番号・住所、出生日時および場所、性別、障がいまたは疾患の有無と種類 実親の姓名・住民登録番号・連絡先、養子縁組の事由、養子縁組同意に関する事項、情報公開に対する同意の可否 家庭裁判所の許可確定時期および養子縁組申告日 養親又は養親になる人の姓名・生年月日・国籍・住所及び連絡先等	民法と共同体のアレテで保存すべき情報を子どもと個人史に関する情報、実父母に関する情報、身元を特定しない情報に分けて管理、保存することを定める。身元を特定しない情報はマッチングのとき、養親に見せる。養子にも開示できるが、12歳以下の養子は養親の寄り添いを必要とする。・情報は、共同体中央当局又は養子縁組認可機関が保管する。民間機関を閉鎖するときには、共同体中央当局で保存する。身元に分かる書類を含む書類ファイルの閲覧は、18歳以上の養子とその代理人が閲覧可能。

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
情報開示 の条件	<p>養子への情報開示:米国のほとんどの州に21才以上の養子が自分の出生証明書のコピーを入手できるシステムがある。</p> <p>養親への情報開示:米国50州のほとんどで、養親が児童の情報を見ることができる。子どもの生年月日、子どもがアダプションの対象になった状況や背景、子どもの発達や病気、メンタルヘルスに関する情報、法廷や学校の記録など。養親は子どもの実親の名前や住所等の個人のアイデンティティ以外の情報も入手できる。(例:年齢と身体的/外見的情報・人種・宗教・健康状態・学歴・職業・実親の他の子どもたちの情報)</p> <p>実親への情報開示: 米国の27の州で、実親が名前や住所のような個人的なアイデンティティを除く、子どもの医療的・社会的な情報を得られるようになっている。15の州ではそのような情報を養子のきょうだいも求められる仕組みもある。</p>	<p>・閲覧向け養子縁組登録簿: 総合登録簿担当の官吏によって管理されているデータベースで、成人の養子とその実方家族がその閲覧を歓迎又は閲覧を望まない場合でも、彼らに詳細な情報を登録することを認める登録簿。閲覧の申請は18歳以上の者に可能。第一部は生みの家族の関する情報を得たい者向けのデータ、第二部はその閲覧を希望しない者向けのデータから成る。初めて閲覧する時には、所定の条件の下で登録簿閲覧機関Contact Registerから適切な養子縁組機関又は仲介支援機関へ情報が提供される。(ガイドライン付則G)</p> <p>・開示は、18歳以上の年齢の申請者に所定の条件の下で養子縁組登録機関Adoption Contact Registerから適切な養子縁組機関又は仲介支援機関へ提供された情報がそれらの機関から申請した養子又は実方家族に対して開示される。</p>	<p>養子縁組法第5章:実親と養親が進行中の情報交換又は接触を可能とする公開同意 openness agreementの制度がある:合意できる者は、養親又は養親予定者、子どもの親族、子と関係を築いてきたすべての者である。公開合意は養子縁組同意権者の同意後に行なう。子どもに十分理解力があるときには、その意見も合意前に考慮する(第59条)。子どもが19歳未満の場合、養親及び子どもの親族は、規則に従い、公開合意に関する利益を示すため、ディレクターのもとに登録する。ディレクターは、双方が登録した場合、双方を援助し、情報交換を促進できる。これは19歳未満の子どもの養親、その子どもの兄弟姉妹の養親が登録した場合にも適用される。成年者となった養子と実親は、開示拒否がない限り、互いの身元確認情報を得ることが可能。開示拒否は提出者による禁止が解除されるまで又はその者の死後2年間、開示できない。(第65条5-6項)</p>	<p>養子になった者は、中央養子縁組院または養子縁組機関が保有している情報を要請することができる。中央養子縁組院または養子縁組機関長は実親の同意を得て情報を公開する。実親が情報公開に同意しない場合は、実親の個人情報以外の情報を公開する。</p> <p>請求対象となる内容は、実親に関する情報、つまり名前、生年月日、住所、連絡先、養子縁組の背景に関する事項、つまり養子縁組当時の実親の年齢、養子縁組日および養子縁組の事由、実親の居住地、養子となった人の養子縁組前の名前、住民登録番号、住所、出生日時および出生場所、養子となった人が養子縁組前に保護された施設または養子縁組機関の名称、住所および連絡先等である。未成年者の場合は養親の同意を得て情報公開の請求ができる。</p>	<p>・身元を特定しない情報:共同体政府は身元を得できない個々の縁組記録を知るために質問票を作成し、各養子縁組機関に記入と保管を義務づけた。それはマッチングの時に養親に開示する。養子から請求があれば養子にも開示する。ただし、12歳未満の養子は養親の寄添いを必要とする。</p> <p>・子どもに関する情報とは、養子縁組前の名前、出生日と時間、出生場所、出生登録の日、生活環境又は保護された家庭又は託児所およびその保護期間、身体的精神的発達又は精神-社会的発達に関する情報、養子縁組に同意した日付又は養子縁組前提で託置を決定した日付、養子縁組又は託置に同意した状況、養子縁組決定の日時</p> <p>・実父母に関する情報:子の出生時の父母の年齢、身体的特徴、健康状態と病歴・遺伝的な疾患、家族的情報(関係性、学歴、関心事、宗教)</p> <p>・それらの情報の開示のために行なわれた調査と報告書作成費等を機関は申請者に請求できる。</p>
養子縁組費用に関する規則	<p>ワシントン州法は、養子縁組機関が養親希望者にサービスが与えられる前に、養子縁組にかかる費用について説明することを義務づけている。その費用には、ホームスタディの料金;養子縁組成立前の託児料金;養子縁組成立前と後のレポート作成のための料金;養子縁組のためにかかる、養親候補たちの旅行費用、など。</p>		<p>養子縁組費用規則(Adoption Fees Regulation)に定められている。養子縁組機関は、養親になる人から養子縁組幹旋に実際にかかる費用の一部を徴収できる。</p>	<p>①養子縁組機関は大統領令で定めるところにより、養親になる人から養子縁組幹旋に実際にかかる費用の一部を徴収することができる。</p> <p>②国及び地方自治体は、養親となる人に第1項の養子縁組幹旋に実際にかかる費用の全部又は一部を補助することができる。</p>	<p>養子縁組費用は、養子縁組機関と養親が結ぶ援助契約に主な経費の内容と金額が示す。それを事前に養親志願者が知ったうえで契約書に署名する。縁組費用の明細を示した政府の契約書のモデルがある。</p>

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
養親・実親への社会的援助	<p>養親に対する支援:米国には養親を希望している人たちを対象にした助成金が数多くある。個人がこういった助成金を受け、エージェンシーや弁護士等への支払いにあてることができる。</p> <p>実親への支援: 1997年、ASFAという連邦法が樹立し、実親が子どもを12ヶ月以内にとりもどせないと、裁判所は、子どもたちのために養子縁組などの長期のプランを立て始めるようになった。子どもにとって最上のプランは親元にもどることだ。そのゴールを達成するために、ソーシャルワーカーたちは、親たちに家族再統合に向かったプログラムを提供する。麻薬更生のためのプログラム、ペアレンティング、DVのカウンセリングなどがそのプログラムの一例だ。幼少時に虐待を受けて育った親たちは、臨床心理士から治療を受ける。子どもを里親や親族に養育してもらっているあいだに、実親たちは、自らの過去、PTSDや鬱症にセラピーをとうして初めて立ち向かうことができる。何とか期間内に子どもたちを取り戻すことができるように、親を支援するのはソーシャルワーカーだけでなく、弁護士、麻薬更生やDVのプログラムのカウンセラーや、ペアレンティングのコーチだ。</p>	<p>・地方当局の養子縁組機関から養子縁組委託される場合、金銭的支援が必要と認められるとき、養子縁組命令が出てから3年を限度に金銭的支援を受けられる(ASR20)。養親への金銭的援助は地方格差が大きい。養親の収入によっても援助の金額が違ふ。養子が養親家庭に入るとき最初に一括してワンオフ金支払われるが(例:障害のある子どもがくる場合、一括で1万5千ポンドの支払金)、あくまでも養親に適切な養護を提供するための援助で、奨励(award)ではなく補助(enabling)のためにあるものである。毎月補助をもらう養親は低収入家庭でなければならない。その他に住宅支援、心理的援助もある。エージェンシーによって在宅援助も提供されている。</p> <p>里親が里子と養子縁組する場合、養子縁組命令が出てから2年間里親をして支払われていた報酬を地方当局が養親の金銭的支援として支払うことも例外ケースとして可能である。(ASR9)</p>	<p>公的養子縁組はリスクの高い子どもたちを扱うため、養親縁組成立後の特別な財政的援助支援(12歳未満に毎月700\$, 12歳以上800\$を支給、非課税)、その他に実子と同じ児童手当援助は養子縁組審判が成立し、家族関係登録簿への記載後、手当を申請した時点から受けられる。</p>	<p>①援助の内容: 養育手当の支給(16歳までに月15万ウォン 障がい児への養育補助金、医療費支援 医療給与1種として指定し、医療費支援 子どもの心理治療費支援(月20万ウォンまで) 税金控除～基本控除および追加控除 アフタサービスとして養子縁組成立後1年間、子どもの養育に必要な情報の提供、相談窓口の開設、海外養子縁組の場合は母国訪問事業、実親捜しの支援などがある。 ②援助は養子縁組審判が成立し、家族関係登録簿への記載後、手当を申請した時点から受けられる。 ③養育補助金などの支給: 国及び地方自治団体は、養子縁組機関の斡旋を受けて採用された障害児など養子が健全に育つことができるように必要な場合には、大統領令で定める範囲内で養育手当、医療費、児童教育支援費、その他の必要な養育補助金を支給することができる。</p>	<p>ベルギーでは、労働者の権利として養子縁組休暇を0歳から8歳までの養子を迎えた給与所得者と自由業者の者が取ることができる。この休暇を理由に労働者を解雇することはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の健康な子は6週間、 ・3歳未満のハンディキャップのある子どもは12週間 ・3～8歳未満の健康な子は4週間、 ・3～8歳未満のハンディキャップのある子は8週間 <p>・休暇期間の手当も自由業者にも給与所得者にも健康保健会社 INAMから一定の手当が保障される。給与所得者は、その給与の一部を一定期間保証される。</p>